

船員手帳に関する政令の制定について

令和8年2月
国土交通省海事局

船員手帳に関する政令(案)の概要

公布: R8年4月中旬
施行: 改正法の施行の日
(改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日)

背景

- 「船員法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第32号。)により、船員法が改正され、これまで船員法施行規則に委任されていた船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関して必要な事項のうち、**実体的な保護法益がある事項**は**政令に委任**することとされた。
- 今般、「船員手帳に関する政令」を新たに制定し、**①二重受有の禁止**、**②訂正の申請義務**、**③返還に関して船員等の遵守すべき事項**について定めることとする。
また、**④これらの規範に係る記載事項及び有効期間**について定めることとする。
※船員法施行規則についても、本政令の規定を踏まえた所要の改正を行う予定。



現行船員法施行規則(船員手帳関係)

第28条	交付申請 二重受有の禁止 ①
第29条 第30条	書類の添付・提示
第31条	訂正申請 ② 書類の添付・提示等
第32条	再交付申請
第33条	書類の添付・提示 滅失再交付後に発見した際の地方局等への返還 ③
第34条	書換え申請等
第35条	有効期間 ④
第36条	船員手帳の還付
第37条	他人の船員手帳の返還 ③ 受有者の所在不明時の地方局等への提出
第38条	船員手帳の様式
第39条	記載事項の証明の申請

実体的な保護法益がある事項

- ① **二重受有の禁止**(令第3条)
- ② **訂正の申請義務**(令第4条)
- ③-1 **滅失再交付後に発見した際の返還**(令第5条第1項)



→ 遵守しない場合、船員手帳の真正性への信用を揺るがし、船員手帳を本人確認などに利用する行政手続等ができなくなるおそれ。

- ③-2 **他人の船員手帳の返還**(令第5条第2項)

→ 船員手帳を保管する船長等が、下船する船員に故意に返還しないことで、船員手帳が必要となる新たな雇入手続等を阻害するおそれ。



※ 上記について、必要な罰則を措置する。